

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（目時重雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12人であります。

よって、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第3号により進めてまいります。

◎議案第90号の質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第1、議案第90号 令和3年度小坂町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第90号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第90号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

◎議案第91号の質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第2、議案第91号 令和3年度小坂町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第91号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第91号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

◎議案第92号の質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第3、議案第92号 令和3年度小坂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第92号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第92号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第92号は原案のとおり可決されました。

◎議案第93号の質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第4、議案第93号 令和3年度小坂町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第93号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第93号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第93号は原案のとおり可決されました。

◎議案第94号の質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第5、議案第94号 令和3年度小坂町歯科診療所特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第94号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第94号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第94号は原案のとおり可決されました。

◎議案第95号の質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第6、議案第95号 令和3年度小坂町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第95号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第95号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第95号は原案のとおり可決されました。

◎議案第96号の質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第7、議案第96号 令和3年度小坂町小坂財産区特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第96号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第96号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第96号は原案のとおり可決されました。

◎議案第97号の上程、説明、採決

○議長（目時重雄君） 日程第8、議案第97号 知識経験を有する者のうちから選任する監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第97号 知識経験を有する者のうちから選任する監査委員の選任につき同意を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

小坂町監査委員のうち、知識経験を有する者のうちから選任する監査委員であります熊谷勝與さんは、令和3年12月31日で任期が満了いたしますので、議案にありますとおり、熊谷勝與さんを当町の監査委員の適任者と考え、引き続き活動していただきたく提案申し上げるものでございます。

熊谷さんは、平成22年1月から監査委員の任にあり、その活動実績は高く評価されており、人格・識見、経験ともに申し分のない方だと確信いたしております。

任期は令和7年12月31日までとなります。

慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） お諮りいたします。

本件は人事案件であります。したがって、質疑及び討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

この採決は、投票による表決の方法で行うことにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないようでありますから、議案第97号は投票による表決の方法で行います。

この採決は無記名投票により、これを行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、議案第97号は無記名投票によって行うことに決定いたしました。

直ちに議場の出入口を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（目時重雄君） ただいまの表決権を有する出席議員数は11人であります。

お諮りいたします。

小坂町議会会議規則第31条第2項の規定により、立会人には7番、成田直人君、8番、鹿
島巖君の2人を指名いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、7番、成田直人君、8番、鹿島巖君を立会人に指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（目時重雄君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 配付漏れはないものと認めます。

投票箱を点検させます。

〔投票箱点検〕

○議長（目時重雄君） 異状はないものと認めます。

念のために申し上げます。本件に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願
います。

なお、白票と他事記載は、小坂町議会会議規則第77条の2の規定により、否とみなします。

ただいまから投票を行います。職員が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願
います。

〔投 票〕

○議長（目時重雄君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 投票漏れはないものと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。立会人の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（目時重雄君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数11票、うち賛成9票、反対2票であります。

以上のおり賛成多数であります。

よって、本件は同意することに決定いたしました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

◎議案第98号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第9、議案第98号 令和3年度小坂町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第98号 令和3年度小坂町一般会計補正予算（第7号）について、提案理由をご説明申し上げます。

今回の予算補正は、子育て世帯への支援として国が行う、18歳以下の子どもを対象とした子育て世帯臨時特別給付金事業と、原油価格高騰対策として、町独自に全世帯に対して燃料購入費用を助成する燃料券交付事業の経費について計上いたしました。

子育て世帯臨時特別給付金は、年収960万円の所得制限を設けないことといたします。

この財源としましては、子育て世帯臨時特別給付金事業には、国から交付される子育て世帯臨時特別給付金事業補助金を充当することとし、燃料券交付事業は、町単独事業として一般財源で対応することとしております。

その結果、補正額は歳入歳出とも5,248万7,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額

を46億6,833万9,000円にするものであります。

詳細につきましては、総務課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（窪田圭一君） それでは、補正予算書の4ページをお開きください。

一般会計補正予算（第7号）の歳出から説明をいたします。

ただいま町長が提案理由で述べましたように、新たに2つの支援策について予算措置をしております。

3款民生費、2項児童福祉費、4目子育て世帯臨時特別給付金給付費は、国が18歳以下の子どもに対して給付する10万円のうち、5万円を年内に給付するための経費を計上しております。

10節需用費から12節委託料までは、送料や振込手数料など給付に係る事務経費分で、業務委託料は、高校生に係る分についてのシステム改修に要する費用です。

18節の子育て世帯臨時特別給付金は2,600万円です。

歳入歳出同額としておりますが、所得制限を設けず、全世界帯を給付対象とするために国庫補助対象から外れる部分があり、最終的には歳入のほうが若干少なくなると思っておりますので、精算により調整してまいります。

7款1項商工費、2目商工振興費は、町の単独事業として、灯油やガソリンの購入に使える燃料券1万円相当分を全世界帯に配布する経費を計上しております。

10節需用費と11節役務費は、印刷代や送料などの事務経費分です。

18節燃料券交付事業交付金は、12月1日現在の世帯数2,333世帯で積算しております。実際の配布数は、福祉施設の入所世帯を除きますので、約2,100世帯程度になると見込んでおります。

現金ではなく、町内での使用限定の燃料券を配布することで、町内で燃料を販売する事業所の支援にもつなげたいと考えております。

この事業は、全額一般財源で対応するため、ページの一番上の歳入10款1項1目地方交付税で普通交付税を事業費と同額の2,463万円を予算化して収支の調整を図っております。

以上で説明を終わります。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

8番。

○8番（鹿兒島 巖君） ただいまの提案につきまして、賛成の立場で討論をさせていただきたいと思います。

今回の補正予算の提案につきましては、具体的に2つの施策についてであります。

そのうちの子育て世帯臨時特別給付金関係につきましては、いわゆるコロナ禍における暮らし向きに対する具体的な支援策、もう1点の燃料費助成については、原油高騰下における暮らし向きについての支援策、この2つの支援策を具体的に、ある意味で町単独、あるいは独自の施策として打ち出していただいた。この点について、原油高騰に関わることについては、一般質問で取り上げさせていただいて支援をお願いした、これに対する具体的な対策であるというふうに評価をしているところであります。

これで、この2つの施策、国の動向あるいは県内各自治体の動向がありますけれども、町がやはり町民の暮らし向きをしっかりと見据えた上で、場合によっては独自の単独での支援をしていくという姿勢を示していただいたことについて高く評価をして、討論させていただきたいと思います。

ただ、灯油、いわゆる燃料費助成については、町民個々の支援ということになっておりますが、もう一つ、事業所関係についての支援策はやはり検討していただく必要があったのではないかと。今後、こういうことがあると思いますが、特に福祉施設等への支援策、これはやはり何とか具体的な施策ができないものか、今後の検討課題としていただければと思って討論させていただきましたので、よろしく願いいたします。

以上であります。

○議長（目時重雄君） そのほか討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第98号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第98号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第98号は原案のとおり可決されました。

◎陳情第5号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第10、陳情第5号 安全・安心の医療・介護・福祉を実現し、国民のいのちと健康を守るため国に意見書提出を求める陳情についての報告書を議題といたします。

本件につきまして、総務福祉常任委員長の報告を求めます。

委員長。

〔総務福祉常任委員長 椿谷竹治君登壇〕

○総務福祉常任委員長（椿谷竹治君） 陳情第5号 安全・安心の医療・介護・福祉を実現し、国民のいのちと健康を守るため国に意見書提出を求める陳情の報告書。

陳情の要旨。

国民のいのちと健康、暮らしを守り、新たなウイルス感染や大規模災害などの事態に備えるために、医療・介護・福祉及び公衆衛生施策の拡充などを求める意見書を国に提出していただきたいというものであります。

陳情採択の理由。

国民誰もが安心して暮らしていけるための、医療・介護・福祉などの社会保障施策や、今後も発生が予想される新たな感染症拡大に対応できる公衆衛生施策などは、国が責任を持って行うべきものであります。

よって、本陳情の願意は妥当なものと認め、当委員会は全会一致で採択すべきものと決した次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出いたします。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより陳情第5号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択であります。

陳情第5号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、陳情第5号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

◎意見書案第5号の上程、採決

○議長（目時重雄君） 日程第11、意見書案第5号 安全・安心の医療・介護・福祉を実現し、国民のいのちと健康を守るための意見書提出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本意見書案は、さきの陳情第5号の採択によって、国に意見書を提出しようとするものであります。

よって、本意見書案に関しては、意見書の朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これより意見書案第5号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

意見書案第5号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、意見書案第5号は原案のとおり可決されました。

◎陳情第6号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第12、陳情第6号 精神保健福祉の改善について国に意見書提出を求める陳情についての報告書を議題といたします。

本件につきまして、総務福祉常任委員長の報告を求めます。

委員長。

〔総務福祉常任委員長 椿谷竹治君登壇〕

○総務福祉常任委員長（椿谷竹治君） 陳情第6号 精神保健福祉の改善について国に意見書提出を求める陳情の報告書。

陳情の要旨。

精神疾患や認知症で受診する人に、良質な医療の提供・人権侵害を行わないようにすることを目的に、人員配置の改善・支援体制の整備をするための意見書を国に提出していただきたいというものであります。

陳情採択の理由。

精神科を受診する人が増加する中、日本の精神科医療は諸外国と比べ遅れを取っており、長期に渡る社会的入院や隔離、身体拘束により人権侵害となっています。このような状況を改善するため、精神保健医療福祉の改革は不可欠であります。

よって、本陳情の願意は妥当なものと認め、当委員会は全会一致で採択すべきものと決した次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出します。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより陳情第6号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択であります。

陳情第6号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、陳情第6号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

◎意見書案第6号の上程、採決

○議長（目時重雄君） 日程第13、意見書案第6号 精神保健福祉の改善に関する意見書提出
についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本意見書案は、さきの陳情第6号の採択によって、国に意見書を提出しようとするもので
あります。

よって、本意見書案に関しては、意見書の朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ち
に採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしまし
た。

これより意見書案第6号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

意見書案第6号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、意見書案第6号は原案のとおり可決されました。

◎陳情第7号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第14、陳情第7号 安全・安心の医療・介護・福祉を実現し、国民のいのちと健康をまもることを国に求める意見書提出の陳情についての報告書を議題といたします。

本件につきまして、総務福祉常任委員長の報告を求めます。

委員長。

〔総務福祉常任委員長 椿谷竹治君登壇〕

○総務福祉常任委員長（椿谷竹治君） 陳情第7号 安全・安心の医療・介護・福祉を実現し、国民のいのちと健康をまもることを国に求める意見書提出の陳情の報告書。

陳情の要旨。

国民のいのちと健康、暮らしを守り、新たなウイルス感染や大規模災害などの事態に備えるために、医療・介護・福祉及び公衆衛生施策の拡充などを求める意見書を国に提出していただきたいというものであります。

陳情採択の理由。

国民誰もが安心して暮らしていけるための、医療・介護・福祉などの社会保障施策や、今後も発生が予想される新たな感染症拡大に対応できる公衆衛生施策などは、国が責任を持つて行うべきものであります。

よって、本陳情の願意は妥当なものと認め、当委員会は全会一致で採択すべきものと決した次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出します。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより陳情第7号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択であります。

陳情第7号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、陳情第7号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

◎意見書案第7号の上程、採決

○議長（目時重雄君） 日程第15、意見書案第7号 安全・安心の医療・介護・福祉を実現し、国民のいのちと健康をまもることを求める意見書提出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本意見書案は、さきの陳情第7号の採択によって、国に意見書を提出しようとするものであります。

よって、本意見書案に関しては、意見書の朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これより意見書案第7号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

意見書案第7号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、意見書案第7号は原案のとおり可決されました。

◎陳情第8号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第16、陳情第8号 介護をする人・受ける人がともに大切にされる介護保険制度への転換を求める国への意見書提出の陳情についての報告書を議題といたします。

本件につきまして、総務福祉常任委員長の報告を求めます。

委員長。

〔総務福祉常任委員長 椿谷竹治君登壇〕

○総務福祉常任委員長（椿谷竹治君） 陳情第8号 介護をする人・受ける人がともに大切にされる介護保険制度への転換を求める国への意見書提出の陳情の報告書。

陳情の要旨。

介護保険制度の維持及び利用者負担の軽減等を図るために、介護従事者の確保、介護保険料・利用者負担にかかる制度の見直し、新型コロナウイルス感染症対策の強化などを求める意見書を国に提出していただきたいというものであります。

陳情採択の理由。

国民が安心して暮らしていけるため、介護を支える介護従事者の確保を図ることや、拡大する介護保険料・利用者負担金を軽減することは、国庫負担割合を拡大することで解消できるものであります。新型コロナウイルス感染症対策とあわせた介護保険制度の抜本的改定、制度の持続的な運営は国が責任を持って行うべきものであります。

よって、本陳情の願意は妥当なものと認め、当委員会は全会一致で採択すべきものと決した次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出します。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより陳情第8号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択であります。

陳情第8号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、陳情第8号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

◎意見書案第8号の上程、採決

○議長（目時重雄君） 日程第17、意見書案第8号 介護をする人・受ける人がともに大切にされる介護保険制度への転換を求める意見書提出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本意見書案は、さきの陳情第8号の採択によって、国に意見書を提出しようとするものであります。

よって、本意見書案に関しては、意見書の朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これより意見書案第8号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

意見書案第8号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、意見書案第8号は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第9号の上程、採決

○議長（目時重雄君） 日程第18、意見書案第9号 西十和田トンネル（仮称）の早期建設を求める意見書提出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本意見書案は、趣旨に賛同する議員10名による議員提案であります。

議員各位におかれましては、趣旨を理解されたものと思いますので、意見書の朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これより意見書案第9号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

意見書案第9号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（目時重雄君） 起立多数であります。

よって、意見書案第9号は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第10号の上程、採決

○議長（目時重雄君） 日程第19、意見書案第10号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書提出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本意見書案は、趣旨に賛同する議員11名による議員提案であります。

議員各位におかれましては、趣旨を理解されたものと思いますので、意見書の朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これより意見書案第10号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

意見書案第10号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、意見書案第10号は原案のとおり可決されました。

◎閉会中の継続審査申出書

○議長（目時重雄君） 日程第20、閉会中の継続審査申出書についてを議題といたします。

総務福祉常任委員長と議会運営委員長から、小坂町議会会議規則第69条の規定により、皆様のお手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

両委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、両委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（目時重雄君） 以上をもちまして、本定例会に予定されました案件は全部終了いたしました。

これをもって令和3年第8回小坂町議会定例会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

閉会 午前10時56分